

令和4年6月1日

関係者 各位

新型コロナウイルス感染症濃厚接触者の主催事業参加について

NPO 法人盛岡市水泳協会
理事長 門口 雄

日頃から当協会の活動にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます

新型コロナウイルス感染症について令和4年3月16日付で厚生労働省より以下の通り
自宅待機期間の変更がありました。

・特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）とする（※1）が、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査（※2）で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、5日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

※1 ただし、当該同一世帯等の中で別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の同居者が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該感染者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。

※2 抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること。

※厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡より一部抜粋

以上の変更に伴い、当協会主催事業も上記内容に準じます。各種主催事業の参加について、前日まで自宅待機を命じられている場合、又は濃厚接触者に該当する場合でも当日に解除となる際は参加できることと致します。

尚、上記内容を踏まえた上で参加の可否については各チーム及び、学校の判断となります。

以上